

生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 9月25日 2210号 毎月5日、15日、25日発行

# 日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878  
URL: http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認

購読料 1年8,400円  
半年4,200円



## ジャパンライフ 赤字339億円 措置命令から半年、ようやく顧客に通知

消費者庁から1年間の一部業務停止命令を受けた「ジャパンライフ」の純資産額は、2015年度末で約266億円の赤字、2016年度末では約339億円の赤字。こんな通知が、同社から顧客に送られていたことが9月13日、明らかになった。消費者庁が2度目の業務停止命令と同時に、公認会計士等による外部監査を受け、その結果を顧客に通知するよう措置命令を出してから半年。ようやく修正された財務データが投資家に届けられた。岡村和美消費者庁長官は、「強力に同社に働きかけ、ようやく顧客に伝えるところまで来た。行政庁としては、同社の通知の範囲で事実関係を明らかにすることしかできないが、この事実を日本中に届けてほしい」と述べた。同社への相談の最高契約額は5億円。平均契約額は約2350万円とあまりに高額だ。契約者の8割が70歳以上で、友人や知人などから紹介され、もうかっていると洗脳状態にあるケースが少なくない。自分の資産が本当に増えて手元にあるのか、これまでの契約を振り返り、勇気を出して消費生活センターや、弁護士に相談をしてほしい。(相川優子)

平成29年8月28日  
お客様各位(必ずお読み下さい)  
東京都千代田区西神田2-5-7  
ジャパンライフ株式会社  
代表取締役社長 山口 隆伸  
代表取締役社長 山口 ひろみ  
常日頃、お客様には弊社及び弊社製品をご愛顧いただき、深く御礼申し上げます。  
既にご報告のとおり、当社は、平成29年3月15日に消費者庁から行政処分を受け、平成27年度決算報告等について公認会計士等による会社法に定める監査を受けることとなりました。  
これを受けて、公認会計士による外部監査を受けましたが、当社の財務資料が適正であるとの監査意見はいただけず、「弊社から十分かつ適正な監査結果を入手することができなかった」との結果になりました。  
当社の財務資料については、改めて公認会計士とも増補し監査に参画する予定ですが、この結果にはお時間を要する見込みです。修正結果は早くも平成31年6月末となる予定です。  
そこで、当面の措置として、平成27年度までの決算監査結果のうえから、社員の報酬を削減することとさせていただきます。また、平成27年度決算報告書の監査報酬についても公認会計士の減額を受けました。その概要は以下のとおりです。

- ①平成27年度決算報告書の監査報酬(当社の役員から負債を引いた金額)は、当初予定していた金額(役員報酬)の約20%に削減(削減)された。すなわち、当社の負債が約266億円より資産より多い結果となりました。
  - ②同時点でお客様からお預かりしている商品の在庫(増減監査監査的監査的監査的監査)の負債目録、負債目録に「預かり特定商品」又は「長期預かり特定商品」として計上(全額)の約94億円が削減(削減)された。
  - ③また、平成27年度決算時点で、会社が借入先と監査である監査等取引契約に係る負債の額(例えば、お客様が契約を解除した際の返金額など)が当初お伝えしていた約34億円から増えて、約1,688億円となりました。
- 詳細については、公認会計士による「独立業務実施報告書」を添付した手続結果報告書(注)をご参照ください。  
弊社が削減すべき費用については、弊社本社及び各支店において確認いたしました。  
なお、平成28年度の決算についても、同様の作業を行い、その結果は改めてご報告いたします。  
お客様には多大なご心配をおかけいたしますこと、お詫び申し上げます。

お問合せ先：お客様相談室 0120-20-3939  
8月28日付で、ジャパンライフから顧客に送られた通知(9月6日入手)

## 勇気を出して相談を 預かり商品の負債額 1843億円

顧客に送付された通知文には、ジャパンライフ社の純資産額(会社の資産から負債を引いた金額)は、2015年度末で約266億円の赤字、2016年度末では約339億円の赤字(債務超過)であることが記載されている。

| 会計年度   | 純資産額   | 預託商品総額  |
|--------|--------|---------|
| 2015年度 | -266億円 | 約1688億円 |
| 2016年度 | -339億円 | 約1843億円 |

顧客から預かっている商品の総額は、2015年度末で約1688億円、2016年度末で約1843億円に上ることも記載されている。  
岡村消費者庁長官は、この額について「預託等の取引契約の契約価額で、債務の額」と説明した。顧客に送られた通知文では、「負債科目に『預かり特定商品』または『長期預かり特定商品』として計上すべき額」「会社が将来支払う義務がある預託等取引契約の負債額(例えば、契約を解除した場合

の返金額など)」などとも、説明されている。  
5月29日付でジャパンライフから顧客に送付された通知は「意見不表明」とされていた。  
「上場企業であれば上場を廃止されるほど信用できない監査内容」ということだが、何の説明もなく、分かりにくかった。しかも、具体的な財務状況は何ら分からなかった。  
この点からすれば、文字も大きく、分かりやすく記載されている。

## 通知の範囲内で公表 「債務超過認めて通知」

ただし、巨額の債務超過であることは分かるが、なぜ営業が続いているのか。ジャパンライフのレンタルオーナーへの支払額と、レンタル収入の収支はどうなっていたのか。ビジネスとして成り立っていたのかなどは、いまだに明らかにされていない。  
これらを問う質問に、岡村消費者庁長官は「会社も行動をとったので通知に入っている範囲内で公表できるが、

事業者と契約当事者と関係があるので、行政庁として許される発表の範囲に限度がある」とし、回答していない。  
ジャパンライフから顧客に届いた通知文には、「会社の計算書類全体の修正は、なお時間を要する見込みで、完了時期は早くても2019年6月末となる予定。当面の措置として、決算整理仕分けのうち、根拠を示すことができない仕訳を取り消し、公認会計士の確認を受けた」とも説明されている。  
では、「詳細な財務データは、2019年度まで待つのか」。この質問に対し、岡村消費者庁長官は「そうではない。少しでも早くより正確なものを出すよう何度も指導し、今日に至っている。先に延ばそうとしていること自体に問題がある。ビジネスとして成立しているかどうか。債務超過であることを認めて通知している」と、きりぎりの説明をしている。

## 取引対策課、各地センターに 正確な情報提供要望

消費者庁取引対策課は、9月13日付で、各地の消費生活センターに対し、消費者に正確な情報提供を求める文書を出している。  
「消費者庁の指導を受けて、同社が、過去の根拠を示すことができない会計処理を取り消し公認会計士の確認を受けた結果、ジャパンライフ社の純資産額が2015年度末で約266億円の赤字、2016年度末では約339億円の赤字(債務超過)になった。同社から顧客に通知されている」と報告している。  
この結果は、「会社全体の純資産額について公認会計士が会計監査と同様の手順で意見を表明して保証したものである」とのただし書きを付けながらも、この通知を受けて、多数の問い合わせが寄せられることが予想される。消費生活から相談があれば「消費者に正確な情報提供を行うとともに、助言・あせん機能を積極的かつ適切に入っている範囲内で公表できるが、

**KIRIN** よりよい商品づくりに活かします。お客様の声。  
キリンビールお客様相談室  
☎ 0120-111-560 9:00~17:00(土日曜・祝日を除く)  
ストップ! 未成年者飲酒・飲酒運転。お酒は楽しく適量で。妊娠中・授乳期の飲酒はやめましょう。のんだあとはいりサイクル。  
キリン株式会社 〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2中野セントラルパークサウス http://www.kirin.co.jp